

大分県報

令和二年
三月三十日
号外（二三）

（月曜日）

目次

大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定……………	一
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	一
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定……………	三
職員等の職務の宣誓に関する条例等の一部改正……………	三
職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正……………	四
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	四
大分県税条例の一部改正……………	二
大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止……………	二
大分県監査委員条例の一部改正……………	二
大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	二
大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正……………	二
大分県公衆浴場法施行条例等の一部改正……………	三
食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正……………	一五
浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正……………	一五
大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正……………	一六
大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正……………	一六
大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	一七
大分県地方警察職員定数条例の一部改正……………	一七

○条 例

令和二年三月三十日

大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県条例第一号

大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、県が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）が当該法人に対し損害を賠償する責任を負う限度額を定めるものとする。

（損害賠償責任を負う限度額）

第二条 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項の事務の欄中第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十二号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

十九 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づ

大分県報号外（条例）

き、協議を受けること。

二十 法第四十九条第一項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成すること。

二十一 法第四十九条第二項の規定に基づき、関係地方公共団体の長その他の者に対し、情報の提供を求めること。

別表第一の十八の項の事務の欄中第十五号を第十七号とし、第十二号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同欄の第十一号中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号を同欄の第十三号とし、同欄の第十号の次に次の二号を加える。

十一 法第十一条の二第二項の規定に基づき、使用の休止の届出を受理すること。

十二 法第十一条の二第二項の規定に基づき、使用の再開の届出を受理すること。

別表第一の十八の項の事務の欄に次の三号を加える。

二十四 法附則第十一条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

二十五 法附則第十一条第二項の規定に基づき、必要な措置をとることを勧告すること。

二十六 法附則第十一条第三項の規定に基づき、勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号8を次のように改める。

8 覚醒剤関係事務に係る次の手数料

- (1) 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- (2) 覚醒剤施用機関指定証再交付申請手数料
- (3) 覚醒剤研究者指定申請手数料
- (4) 覚醒剤研究者指定証再交付申請手数料
- (5) 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- (6) 覚醒剤原料取扱者指定証再交付申請手数料
- (7) 覚醒剤原料研究者指定申請手数料
- (8) 覚醒剤原料研究者指定証再交付申請手数料
- (9) 覚醒剤製造業者指定申請手数料
- (10) 覚醒剤製造業者指定証再交付申請手数料
- (11) 覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料
- (12) 覚醒剤原料輸入業者指定証再交付申請手数料
- (13) 覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料
- (14) 覚醒剤原料輸出業者指定証再交付申請手数料
- (15) 覚醒剤原料製造業者指定申請手数料

(16) 覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料

別表第二の十一の項の項目の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項の事務の欄の第二号(2)中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項から第三項まで」に改め、同表の三十三の項の事務の欄の第五号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄の第八号中「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に、「所有していた犬猫等」を「所有し、又は占有していた動物」に改め、同欄の第九号中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同欄の第十号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中第三十五号を第四十一号とし、第二十六号から第三十四号までを六号ずつ繰り下げ、同欄の第二十五号中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、「立ち入り、」の下に「特定飼養施設その他の物件を」を加え、同号を同欄の第三十一号とし、同欄の第二十号から第二十四号までを六号ずつ繰り下げ、同欄の第十九号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号を同欄の第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養若しくは保管に関する場所立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第二の三十三の項の事務の欄の第十八号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号を同欄の第二十三号とし、同欄の第十七号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に、「多数の動物の飼養又は保管」を「動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水」に改め、同号を同欄の第二十二号とし、同欄の第十六号を同欄の第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 法第二十五条第一項の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第二の三十三の項の事務の欄の第十五号を同欄の第十九号とし、同欄の第十四号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号を同欄の第十八号とし、同欄の第十三号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号を同欄の第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 十五 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、期限を定めて、必要な勧告をすること。
- 十六 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

十七 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であった者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第二の三十三の項の事務の欄の第十二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号を同欄の第十三号とし、同欄の第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第二十三条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者が期限内にこれに従わなかったときに、その旨を公表すること（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の十八の項の改正規定 令和二年四月一日
- 二 別表第二の三十三の項の改正規定 令和二年六月一日
- 三 別表第二の一の項及び十一の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第二条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対し賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償する責任を免れるものとする。

令和二年三月三十日

一 知事等（次号に規定する地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は企業局長若しくは病院局長 二

ニ 職員（ロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。） 政令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年大分県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

（警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第二条 警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年大分県条例第二十

大分県報号外（条例）

九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができ、(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年大分県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、「限る」の下に「。次号において「家畜伝染病」という)を加え、同項に次の一号を加える。

三 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で知事が定めるもの

第四条第二項中「同項第一号に掲げる」を「同項第一号又は第三号の」に、「同項第二号に掲げる」を「同項第二号の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立総合体育館の項を次のように改める。

				アマチュアスポーツに使用する場合	
一時	夜間	午後	午前	二、一〇〇円	三、五〇〇円
時間				七〇〇円	
<p>1 必要体育用具の使用料を含む。</p> <p>2 「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は正午から午後五時まで、「夜間」は午後五時から午後九時までとする。</p> <p>3 その他に使用する場合は、日曜日又は祝日に使用するとき、それぞれ上記使用料の額の三割増しとする。</p> <p>4 入場料(前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額)又は会費を徴収して使用する場合は、催物一回につき一人当たりの税込入場料又は会費の額(二種類以上ある場合は、そ</p>					

専用使用料

その他に使用する
場合

午後	午後	午後	午後
八、四〇〇円	一四、〇〇〇円	一、二〇〇円	二、八〇〇円

5 その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用する
料の額、第三項の割増額及び前項の割増額は、上記使用料の額、第三項の割増額及び前項の割増額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。
一 公益財団法人
二 地方公共団体
三 教育関係団体
四 福祉関係法の適用を受ける団体
五 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に、百分の五十を乗じた額を加算する。

別表第三の覚せい剤関係事務の項中

個人使用料		附属設備の使用料	
一般	高校生・中学生・小学生	放送設備	折り畳み椅子
一人二時間	一人二時間	一式一回	一脚一回
一〇〇円	六〇円	三、四〇〇円	三〇円
「高校生・中学生・小学生」とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。			

覚せい剤施用機関指定申請手数料	覚せい剤施用機関指定証明再交付申請手数料	覚せい剤施用機関指定証明再交付申請手数料	覚せい剤施用機関指定証明再交付申請手数料
覚せい剤研究者指定申請手数料	覚せい剤研究者指定証明再交付申請手数料	覚せい剤研究者指定証明再交付申請手数料	覚せい剤研究者指定証明再交付申請手数料
覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	覚せい剤原料取扱者指定証明再交付申請手数料	覚せい剤原料取扱者指定証明再交付申請手数料	覚せい剤原料取扱者指定証明再交付申請手数料

7 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た金額）を加算する。

を

8 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計

消費量を合計した数値及び省令第五条第三項第二号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）を評価した場合においては、三の規定の例により算定した金額は加算しない。

に改め、同表の建築物のエネルギー

消費性能の向上に関する法律関係事務の項中

二 「適合証」とは、当該計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機

算適合性判定を要する場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た金額）を加算する。

二 上記二の場合において、省令第四条第三項第二号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値及び省令第五条第三項第二号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能（法第二条第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項において同じ。）を評価した建築物の床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりから省令第四条第三項第一号に規定する共用部分を除いた部分について算定する。

三 「適合証」とは、当該計画が法

関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。）が証するものをいう。

三 「モデル建物法による基準」とは、省令第十條第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

四 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九條第三項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物一棟につき、上記一から四までの規定の例により算定した金額を加算する。

五 法第三十條第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六條第一項の規定による確認申請又は同法第十八條第二項の規定による通知をする

を

第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第五條第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。）が証するものをいう。

五 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九條第三項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物一棟につき、上記一から四までの規定の例により算

に、

者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六條の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

定した金額を加算する。
六 法第三十條第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六條第一項の規定による確認申請又は同法第十八條第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六條の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

三三、一〇〇円
（当該建築物がモデル

<p>三二、一〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては五、一〇〇円)</p>	<p>三五、六〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一八、一〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては五、一〇〇円)</p>	<p>六三、五〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円)</p>	<p>一〇六、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一四、四〇〇円)</p>	<p>一七九、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一四、四〇〇円)</p>
を				
<p>住宅法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては五、一〇〇円)</p>	<p>三五、六〇〇円 (当該建築物がモデル住宅法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一八、一〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては五、一〇〇円)</p>	<p>六三、五〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円)</p>	<p>一〇六、〇〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一四、四〇〇円)</p>	<p>一七九、〇〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一四、四〇〇円)</p>
に、				
<p>て申請された場合にあっては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては四一、六〇〇円)</p>	<p>二五六、〇〇〇円 (当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては七三、九〇〇円)</p>	<p>一 床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。 二 「仕様基準」と</p>		
<p>入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては四一、六〇〇円)</p>	<p>二五六、〇〇〇円 (当該建築物がフロア入力法による基準又は仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては七三、九〇〇円)</p>	<p>一 床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。ただし、上記二の場合において、省令第四条第三項第二号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値及び省令第五条第三項第二号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能を評価した建築物の床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりから省令第四条第</p>		

令和二年三月三十日

大分県報号外(条例)

は、省令第一号第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

三 「適合証」とは、当該建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が証するものをいう。

四 「モデル建物法による基準」とは、省令第一号第一項第一号ロに定める基準をいう。

三項第一号に規定する共用部分を除いた部分について算定する。

二 「モデル住宅法による基準」とは、省令第一号第一項第二号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。

三 「仕様基準」とは、省令第一号第一項第二号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。

四 「適合証」とは、当該建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が証するものをいう。

五 「フロア入力法による基準」とは、省令第一号第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準をいう。

六 「モデル建物法による基準」とは、省令第一号第一項第一号ロに定める基準をいう。

三三五、〇〇〇円
 (一三三三、〇〇〇円)

一 床面積の合計は、当該判定に係る部分(一次エネルギー消

四七八、〇〇〇円
 (二一六、〇〇〇円)

五八八、〇〇〇円
 (二八一、〇〇〇円)

六九六、〇〇〇円
 (三三八、〇〇〇円)

七九三、〇〇〇円
 (三九六、〇〇〇円)

費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。)の床面積について算定する。

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。

三三五、〇〇〇円
 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては一三三、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては二五、四〇〇円)

一 床面積の合計は、当該判定に係る部分(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。)の床面積について算定する。

二 「モデル建物法による基準」とは、省令第一号第一項第一号ロに定める基準をいう。

を

<p>による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては七三、九〇〇円)</p>	<p>五八八、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一六、〇〇〇円)</p>	<p>六九六、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三三八、〇〇〇円)</p>
--	---	--

<p>に改める。</p>

<p>に改める。</p>

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1129 1120 1444 2123"> <p>〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一四七、〇〇〇円)</p> </td> <td data-bbox="555 1120 1129 2123"> <p>七九三、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一八三、〇〇〇円)</p> </td> </tr> </table>	<p>〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一四七、〇〇〇円)</p>	<p>七九三、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一八三、〇〇〇円)</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別表第三の家畜伝染病予防事務、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の改正規定 公布の日 二 別表第一の大分県立総合体育館の項及び別表第三の高圧ガス関係事務の項の改正規定 令和二年四月一日 三 別表第三の覚せい剤関係事務の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日
<p>〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一四七、〇〇〇円)</p>	<p>七九三、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一八三、〇〇〇円)</p>		

四 別表第三の肥料登録事務の項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日

五 別表第三の漁業関係事務の項の改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日

大分県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十条の十九」を「第六十条の二十」に改める。

第六十条の十九を第六十条の二十とし、第六十条の十八の次に次の一条を加える。

(種別割の督促期間)

第六十条の十九 種別割に係る徴収金の督促状を発する期間は、納期限後四十日以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例(平成二十二年大分県条例第二十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年五月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県大手町駐車場の項を削る。

大分県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第九号

大分県監査委員条例の一部を改正する条例

大分県監査委員条例(昭和三十九年大分県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
第五条の見出しを「(請求による監査等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 監査委員は、法第二百四十三条の二の二第三項の規定による監査及び決定又は同条第八項の意見を求められたときは、二十日以内にこれらを行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

第六条の見出しを「(決算等の審査)」に改め、同条第一項中「第三十条第二項の規定による」を「第三十条第二項の」に改め、「決算及び書類若しくは」の下に「法第五百十条第四項の報告書若しくは」を加え、「第二百四十一条第五項の規定による」を「第二百四十一条第五項の」に、「第三条第一項の規定による」を「第三条第一項に規定する」に、「第十二条第一項の規定による」を「第二十二条第一項の」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十号

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附 則

附則第四項中「五年間」を「十年間」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十一号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ほ乳類」を「哺乳類」に改め、同条第二号中「第二条で定める」を「第三条に規定する」に改め、同条第六号中「さく、」を「柵」に改める。

第六条第一号中「えさ」を「餌」に改める。

第十七条第一項中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項」を加える。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

大分県公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十二号

大分県公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例

（大分県公衆浴場法施行条例の一部改正）

第一条 大分県公衆浴場法施行条例（昭和四十七年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「ろ過装置を使用して」を「ろ過器等を通して」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第八号の次に次の六号を加える。

九 飲料水 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。

十 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。

十一 ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

十二 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

十三 調節箱 洗いの湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。

十四 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

第五条第一項第八号中「水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した」を削り、同項第十三号中「原湯を貯留する」及び「（以下単に「貯湯槽」という。）」を削り、「行うこと」を「行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 調節箱は、生物膜の状況を監視し、一年に一回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

第五条第一項第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 シャワーは、少なくとも一週間に一回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、内部の汚れ及びビスケールを除去するため、一年に一回以上洗浄及び消毒を行うこと。

十七 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。

第五条第二項第一号中「原湯」を「原湯等」に改め、同項第二号中「ろ過装置」を「ろ過器」に、「など」を「とともに」に改め、同項第四号中「遊離残留塩素濃度」の下に「又は結合残留塩素濃度」を加え、同項第六号中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同項第八号中「発生させる設備」の下に「（以下「気泡発生装置等」という。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、」を「オーバーフロー還水管及び」に改め、「という。」の下に「の内部」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサ方式であること。

十 水位計配管は、一週間に一回以上、清掃及び消毒を行うこと。

七 あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。

令和二年三月三十日

大分県報号外（条例）

第五条第二項に次の三号を加える。

十二 気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

十三 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

十四 配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造とすること。

第五条第三項中「第一項第十六号」を「第一項第十八号」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	検出されないこと（一〇〇ミリリットル中に一〇c f u未満）。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

別表第二（第五条関係）

項目	基準濃度 (mg/l)
遊離残留塩素濃度	通常〇・四、最高一・〇
結合残留塩素濃度	三・〇

（旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「つど」を「都度」に改め、同条第二項第一号中「水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例（昭和三十三年大分県条例第三十七号）第二条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した」を削り、「、浴槽」を「浴槽」に改め、同項第五号中「原湯」を「原湯等」に、「行うこと」を「行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること」に改め、同項第六号中「ろ過装置を使用して」を「ろ過器等を通して」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。）は、生物膜の状況を監視し、一年に一回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

第四条第二項第十二号イ中「原湯」を「原湯等」に改め、同号ロ中「ろ過装置」を「

ろ過器」に、「など」を「とともに」に改め、同号ニ中「遊離残留塩素濃度」の下に「又は結合残留塩素濃度」を加え、同号ヘ中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同号チ中「発生させる設備」の下に「（以下「気泡発生装置等」という。）」を加え、同号ヲを同号ルとし、同号ト中「あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、」を「オーバーフロー還水管及び」に改め、「という。」の下に「の内部」を加え、同号トを同号チとし、その次に次のように加える。

リ 水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

ヌ 水位計配管は、一週間に一回以上、清掃及び消毒を行うこと。

第四条第二項第十二号への次に次のように加える。

ト あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。

第四条第二項第十二号に次のように加える。

ヲ 気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ワ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

カ 配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造とすること。

第四条第二項中第十二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

ハ シャワーは、少なくとも一週間に一回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、一年に一回以上洗浄及び消毒を行うこと。

九 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。

第四条第三項中「前項第九号」を「前項第十一号」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	検出されないこと（一〇〇ミリリットル中に一〇c f u未満）。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

別表第二(第四条関係)

項目	基準濃度(㎎/ℓ)
遊離残留塩素濃度	通常〇・四、最高一・〇
結合残留塩素濃度	三・〇

附則

(施行期日)

- この条例は、令和二年七月一日から施行する。
(大分県公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
 - この条例の施行の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、第一条の規定による改正後の大分県公衆浴場法施行条例第五条第二項第七号、第九号及び第十四号の規定は、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
 - この条例の施行の際現に旅館業法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営んでいる者については、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例第四条第二項第十四号ト、リ及びカの規定は、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。
- 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十三号

食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例(平成十一年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例

第一条中「第五十条第二項及び」及び「営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び」を削る。

第二条を削る。

第三条中「別表第二」を「別表」に改め、同条を第二条とする。

令和二年三月三十日

別表第一を削る。

別表第二中「第三条関係」を「第二条関係」に改め、同表の共通基準の部の一の項の第一号中「作業場」を「製造場、加工場、調理場、処理場、保管場所、販売所等(以下「作業場」という。))」に改め、同項の第五号中「すき間」を「隙間」に改め、同項の第六号中「勾配」を「勾配」に改め、同部の三の項中「水道水」を「水道法(昭和三十三年法律第七十七号)に規定する水道事業及び専用水道並びに大分県給水施設条例(昭和三十三年大分県条例第三十七号)に規定する給水施設により供給される水」に改め、同表の業種別基準の部の四の項及び十一の項から十五の項までの規定中「充てん室」を「充填室」に改め、同部の十七の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「乾めん類製造業」を「乾麺類製造業」に改め、同表を別表とする。

附則

(施行期日)

- この条例は、令和二年六月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の第二条の営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)附則第五条の基準として、この条例の施行の日から起算して一年間は、なおその効力を有する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年大分県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(用語)

第一条の二 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三条第二項第二号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分、第五号及び第六号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第七号中「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に、「一」を「いずれかを」に改める。

大分県報号外(条例)

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前三項の規定」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、第二条第二項の有効期間ごとに一回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、この条例の施行の日以後最初に受ける更新の登録（改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第三項の更新の登録をいう。）の日の前日までの間は、新条例第九条第三項の規定は、適用しない。

大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

大分県公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 大分県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十三年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

(大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 大分県病院事業の設置等に関する条例（平成十七年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改め

る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県国営土地改良事業負担金等徴収条例

第一条中「昭和二十四年政令第二百九十五号」の下に「。以下「政令」という。」を、「徴収」の下に「並びに法第九十条の二第一項の規定による特別徴収金の徴収」を加える。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(特別徴収金)

第五条 県は、国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一

号の事業、法第八十七条の四第一項又は法第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業及び法第九十条第八項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令第五十三条の八及び政令附則第五条に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該

国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令第五十三条の九に規定する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合においては、第二条第二項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、第一号に定めるところにより算定される額から第二号に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

一 国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して政令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額
二 当該事業につき第二条の規定により徴収する負担金若しくはこれに相当する額の金銭又は法第九十条第五項若しくは第九項の規定により徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して政令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額
別表中「土地改良法施行令」を「政令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「住宅街区整備事業」の下に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかの請書を提出すること。

イ 県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書

ロ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債

令和二年三月三十日

務を保証することを業として行う者であつて知事が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第十一条第三項中「連署」の下に「又は保証業者についての記載」を加える。

第十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないとときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、知事に対し、敷金をその債務の弁済に充てることができることを請求することができない。

第六十条中「同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十九条第一項」と、「家賃」とあるのは「家賃若しくは減額後家賃」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十九条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

大分県地方警察職員定数条例（昭和二十九年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大分県報号外（条例）